

令和8年度 コミュニティビジネス等導入プロジェクト 募集要項

(令和9年度活動開始分)

(応募受付期間 令和8年8月17日～令和8年11月17日)

高齢者の生活支援



- ・高齢者向けの体操やカフェ、
寄り合いスペース
- ・介護支援サービス
- ・生活支援サービス
- ・訪問介護ステーション等のサテライト
- ・交流の場の提供 など

子育て支援サービス



- ・子ども食堂
- ・子育てが出来るワーキングスペース
- ・子育てサークルの運営、子育て相談
- ・保育サービス
- ・ベビーシッターや家事サービス など

地域コミュニティ



- ・地域のひと達が集える工房や教室など
地域のシルバー人材を活用した、
周辺住民の生活利便性向上のための
サービス提供
- ・地域緑化活動 など

・大阪市では、市営住宅1階の住戸を活動拠点として、高齢者支援や子育て支援をはじめとした、地域コミュニティの活性化につながる活動を行う NPO 法人等の団体を募集します。(NPO 法人等の非営利団体は住戸の使用料 1/2 減額します。)

・応募にあたっては、市営住宅やその周辺地域を対象として、地域のニーズを踏まえた活動内容を提案していただき、外部委員からなる民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議における意見を踏まえて、本市が団体を選定します。

・選定された団体は、提案した活動計画案にもとづき、当該住戸を活用し活動していただきます。

※応募資格、対象住戸、費用負担、提出書類、スケジュール等の詳細は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

＜事務局・お問い合わせ先＞

大阪市都市整備局住宅部建設課団地再生グループ

TEL 06-6208-8424

1. 提案を求める活動内容

(1) 活動内容

活動内容は、当該市営住宅及び周辺地域を対象として、地域コミュニティの活性化や公共の福祉の増進に寄与する、以下の①②③に示すような活動のうち、本市が認めたものとします。

① 高齢者等の生活支援等を目的とする活動

(活動事例)

- ・高齢者を対象とした介護支援サービス、生活支援サービスの提供
- ・高齢者の交流の場(寄り合いスペース、昼食会等)の運営
- ・在宅サービスセンター、訪問介護ステーション等のサテライトとして、身近で利用しやすいサービスの提供 など

② 子育てサービス等の提供を目的とする活動

(活動事例)

- ・子ども食堂
- ・保育サービス、ベビーシッター、家事支援サービスの提供
- ・子育てサークルの運営、子育て相談の実施
- ・地域の高齢者との世代間交流を通じた子育て支援活動 など

③ 上記①②の他、地域コミュニティの活性化等を目的とする活動

(活動事例)

- ・清掃などの地域緑化・美化活動
- ・地域のシルバー人材を活用した、周辺住民の生活利便性向上サービスの提供 など

(2) 活動に当たっての留意事項

- ・活動にあたっては、各種の法令を遵守し、必要な届出、許認可等については各団体の責任のもとで行ってください。
- ・使用にあたっては、居住者の迷惑とならないよう、騒音等には十分配慮してください。
また、住戸の利用時間帯(営業時間)等については、活動団体として選定された後、団地自治会と十分に協議していただく必要があります。
- ・提供するサービスの対価は、過大なものとならないようにしてください。
- ・近隣住戸等への迷惑やトラブルとなる活動、宗教活動、政治活動は認められません。

※これまでに選定された団体の活動状況については、大阪市都市整備局ホームページの「市営住宅の空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入」

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000671062.html>)をご参照ください。

2. 応募の資格

前述の「1. 提案を求める活動内容」に示す活動について、継続的に活動可能な体制を有し、以下の①②全ての条件を満たしている団体(個人での応募は不可)を応募対象とします。なお、市営住宅で現在活動中の団体も応募できます。

- ① 団体の設立趣意書または定款、もしくはこれに代わるもの(規約、会則等)を有する以下のA～Dのいずれかに該当する活動実績が設立から1年以上の団体で、新設、移転、増設等により活動拠点を必要とする場合。(任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体であった期間を含める。)

A: 特定非営利活動法人(NPO 法人)、または、応募申込み時点で NPO 法人格の取得を予定(申請済み)している団体

B: 地域住民等で組織されている任意の非営利団体(趣味のグループ、サークルは除く。)

C: 法人税法上の公益法人等

(一般財団法人及び一般社団法人については、公益的事業費が、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの及び地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体を含む。また、宗教法人は除く。)

D: 上記以外の普通法人等

② 下記に該当しない団体

- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- ・特定の公職者(候補者を含む。)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体
- ・暴力団、または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体
- ・その他、公共の福祉に反する活動を行っている団体

3. 対象団地

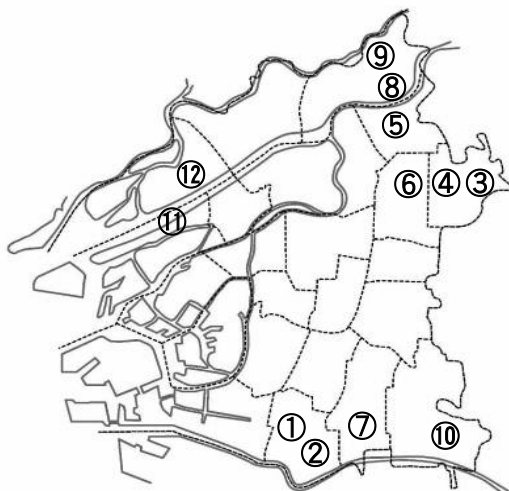
各団地の対象住戸の内容については、「11. 対象住戸の概要」をご確認ください。

①	大阪市住吉区	帝塚山東5丁目7番	住吉住宅	11号館 105号室
②	大阪市住吉区	長居1丁目7番8号	鶴ヶ丘住宅	8号館 105号室
③	大阪市鶴見区	諸口2丁目9番	諸口南住宅	2号館 106号室
④	大阪市鶴見区	鶴見2丁目8番	鶴見住宅	2号館 112号室
⑤	大阪市旭区	大宮5丁目 10 番	城北住宅	16号館 111号室
⑥	大阪市城東区	古市3丁目3番	古市北第2住宅	1号館 106号室
⑦	大阪市東住吉区	公園南矢田1丁目 21 番 12 号	矢田部住宅	12号館 101号室
⑧	大阪市東淀川区	豊里5丁目 16 番	豊里住宅	7号館 105号室
⑨	大阪市東淀川区	南江口1丁目5番	南江口第2住宅	3号館 102号室
⑩	大阪市平野区	長吉出戸2丁目 18 番	長吉出戸西住宅	7号館 106号室
⑪	大阪市此花区	西島1丁目 16 番	秀野西住宅	4号館 106号室
⑫	大阪市西淀川区	御幣島6丁目7番	御幣島住宅	6号館 105号室

※ ⑥以外の住戸の使用については、目的外使用として国の承認が必要となるため、承認に時間を要する場合は使用開始時期が遅れることがあります。また承認に至らなかった場合は、募集を取り止めることになります。

※ ①の住戸は現在使用中であるため、使用開始時期が他の住戸より2,3ヶ月程度遅れる場合があります。

《対象団地位置》



《留意事項》

本募集要項における「地域コミュニティ」とは、市営住宅や周辺地域の住民によって構成される地域社会を指すものと捉えています。

4. 住戸の使用条件

項 目		条 件
使用料等	使用料	・使用料は、住戸の広さ、築年数等により異なりますので、応募にあたっては、「11. 対象住戸の概要」でご確認ください。(参考に令和8年度の使用料を記載しています(月額 50,700 円～78,900 円)が使用料は年度毎に改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。) ・非営利の団体については、表記の使用料の 1/2 とする減額措置が受けられます。(「10.使用料等の減額」を参照)
	保証金	免除規定があります。(「10.使用料等の減額」を参照)
経費等	電気・水道・ガス使用料	団体で負担してください。 (一般住戸の許容範囲を超える場合には、団体による子メーターの設置が必要です。)
	共益費等	団体で負担してください。費用は各市営住宅の自治会ルールにより異なります。 なお、住宅の設備等によっても金額が変わる場合があります。
	改装	室内の改装や共用部分への工作物設置等が必要な場合は、大阪市の事前承認を得た上で、団体の負担により行ってください。なお、返還時には原状回復を行ってください。
その他	管理	住戸は活動団体が責任をもって管理してください。
	駐車場	申込み時点で空きがある場合は、有料で利用可能です。 (別途駐車場契約が必要です。)
	ごみ・廃棄物	関係法令等に基づき、適切に処理してください。
	自治活動への参加	団地の清掃やお祭りなど、団地の自治活動に参加してください。
	用途	住居としての利用は認められません。

5. 応募方法

(1) 応募申請書の提出

市営住宅の住戸を活用して実施する活動内容について、所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、当事務局まで 2 部(うち 1 部は複写可) 提出してください。

① 提出書類

- ・応募申請書(申請書には必要事項をもれなく記入してください。)
- ・添付が必要な書類一式(本募集要項 28 ページ「申請書類一覧」をご参照いただき、添付漏れのないようにしてください。) ※申請書類の枚数に制限はありません。

応募申請書の様式については、大阪市都市整備局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000680838.html>) でダウンロードが可能です。

(大阪市ホームページにおいて、検索ワード「市営住宅」「コミュニティビジネス」でも検索できます。)

提出された申請書類は、審査以外の目的には使用いたしません。また、提出された申請書類は返却いたしません。

② 応募受付期間と申請書類の提出先

申請書類は下記事務局まで持参または送付してください。(メール等での提出は不可)

受付期間 令和8年8月 17 日(月曜日) ～ 令和8年 11 月 17 日(火曜日)【必着】

受付時間 9:00～12:15、13:00～17:30(土、日、祝、閉庁日を除く。)(※持参の場合)

提出場所 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市都市整備局住宅部建設課団地再生グループ

「コミュニティビジネス等導入プロポーザル事務局」宛 Tel 06-6208-8424

※申請書類に不備等があった場合、受付期間中に解消する必要があります。余裕を持って申請いただきますようお願いいたします。

(2) 質問書の提出及び回答

応募にあたって質問がある場合は、令和8年7月31日(金曜日)17:30 必着で質問書を提出してください。質問書の提出方法は前記の提出場所(事務局)への持参または送付、もしくは下記メールアドレスへの送付です。(電話による質問は受け付けません。)

様式については、大阪市都市整備局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000680838.html>)でダウンロードが可能です。

質問に対する回答は、同局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000680839.html>)に掲載します。

(大阪市ホームページにおいて、検索ワード「市営住宅」「コミュニティビジネス」でも検索できます。)

応募の前に必ずご確認ください。なお、回答内容に関する質問は受け付けません。

受付期限 令和8年7月31日(金曜日) 17:30 必着(持参・送付・メールすべて)

受付時間 9:00～12:15、13:00～17:30(土、日、祝、閉庁日を除く。)(持参の場合)

メールアドレス ka0042@city.osaka.lg.jp

回答時期 令和8年8月7日(金曜日)(上記のホームページに掲載します。)

6. 審査方法

選定にあたっては、書類審査の後に公開プレゼンテーションを実施し、提案された活動内容(団地や地域のコミュニティ活性化に資するか等)や実現性・継続性(活動の収支計画、活動を行う運営体制等)について、本市が開催する、外部の有識者から構成される「民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議」において各委員が評価します。本市はその評価結果を踏まえ、団体を選定します。

なお、審査の結果、本募集要項の要件に合致する団体がないと判断された場合は、団体が選定されない場合があります。選考結果は、各応募者へ通知文書を送付します。

※選定された団体名と活動内容については、大阪市都市整備局のホームページで公表する予定です。

《書類審査》

提出していただいた申請書類により、応募者の資格を満たしているかどうかを審査します。

《公開プレゼンテーション》

開催日：令和9年1月15日(金曜日) (予備日：令和9年1月22日(金曜日))

- ・ 申請書類(応募申請書の「活動提案書」等)に基づいた、応募者による活動内容の説明(公開プレゼンテーション)を行っていただきます。その際、プレゼンテーション内容もしくは申請書類について、評価委員による質疑を行います。
- ・ 説明を補足するための追加資料の持ち込みも可能です。追加資料がある場合は、応募後に案内する期日までに事務局へご提出ください。
- ・ 代表者は必ず出席してください。開催時間等の詳細は決まり次第、速やかに大阪市都市整備局ホームページに掲載するとともに、応募団体へ直接連絡します。

7. 住戸の使用期間

- 「3. 対象団地」の②～⑫ : 令和9年4月上旬から(最長:令和 13 年3月末日まで)
- 「3. 対象団地」の① : 現在使用中であるため、使用開始時期が他の住戸より2,3ヶ月程度遅れる場合があります。

※ 中東情勢の不安定化に伴う石油製品の供給の見合わせ等の影響により、空家補修に時間を要し、住戸の使用開始が遅れる場合があります。

- ・ 住戸は最長 4 年間使用可能です。
- ・ 年度ごとに住戸使用許可の更新手続きが必要です。
- ・ 上記の期間中、当該住戸を使用中であっても、本市事業の都合により使用を終了していただくことがあります。その際はご了承ください。
- ・ 住戸の使用期間(4年)終了に伴い、当該住戸が再度プロポーザル募集の対象となった場合において、引き続き同じ住戸の使用を希望するときは、改めて応募していただく必要があります。

8. 住戸の使用にあたっての留意事項

- ・ 年度ごとの更新手続きの際、本市所定の書式により、活動内容の報告を行っていただきます。なお、本市が必要と認める場合は、活動内容について追加の報告を求め、調査することがあります。
- ・ 住戸を使用する権利を第三者へ譲渡・交換・貸付を行うことはできません。また担保等に供することはできません。
- ・ 本市が定める「市営住宅のコミュニティ活性化事業への活用実施要綱」(https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/cmsfiles/contents/0000670/670467/yoko_cb.pdf)を必ずお読みいただき、使用にあたっては、同要綱の規定をお守りください。

9. 住戸内の改造等

住戸内の改造は、住宅維持管理上支障がないと本市が認める場合に限り、別途申請のうえ承認を得て、団体の負担により実施することが可能です。ただし、コンクリート壁など構造躯体の改造や、給排水本管の改造等は認められません。また、住戸返還時には、団体の負担により原状回復することを条件とします。なお、原則として、通常の空家補修は、使用許可開始日までに大阪市が実施いたします。

10. 使用料等の減額

「市営住宅のコミュニティ活性化事業への活用実施要綱」の第 15 条の規定に基づき、本募集要項の「2. 応募の資格」①A、B、C に該当する団体は、別途申請により、住戸の使用料を1/2とする減額措置を受けられます。さらに住戸の使用が公共性、公益性を有すると本市が判断する場合は、保証金の免除を受けることができます。

11. 対象住戸の概要

<各住戸の特記事項①>

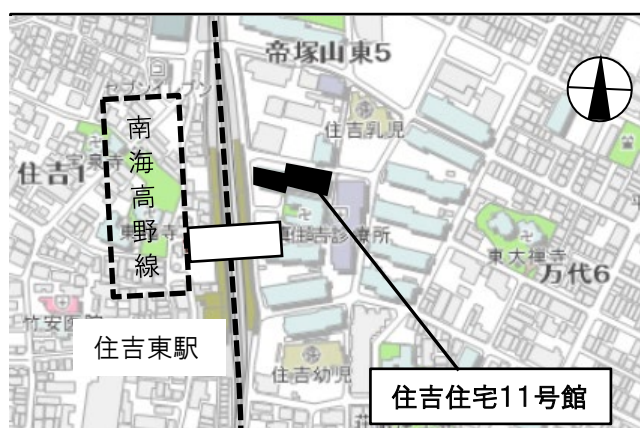
対象団地名	① 住吉住宅
住所	住吉区帝塚山東5丁目7番
号館 室番号	11号館 105号室
住戸専有面積	51.73 m ²
間取り	2DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:62,300 円／月 浴槽なし:58,800 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の要否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

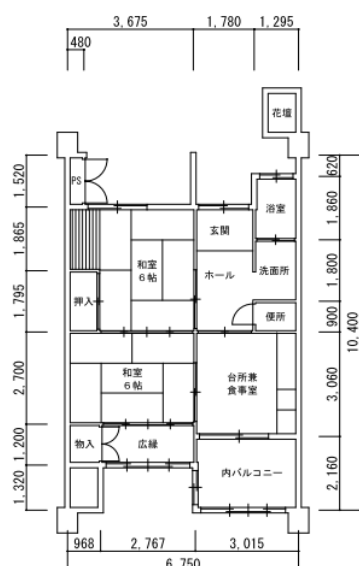
<位置図>



<外観写真>



<住戸平面図> (一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項②>

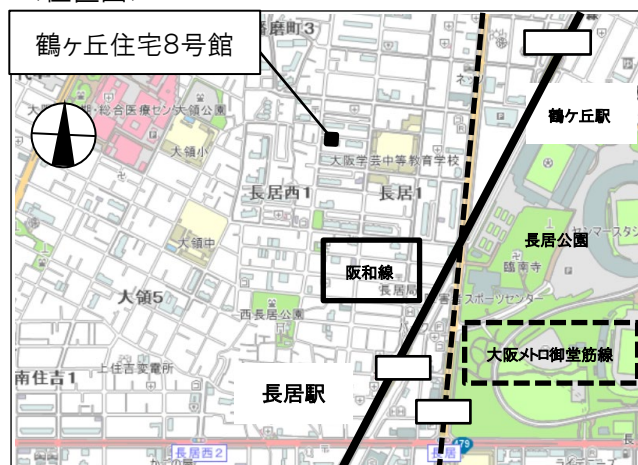
対象団地名	② 鶴ヶ丘住宅
住所	住吉区長居 1 丁目 7 番 8 号
号棟 室番号	8号館 105 号室
住戸専有面積	57.57 m ²
間取り	3DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:71,900 円/月 浴槽なし:68,200 円/月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円/月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の要否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

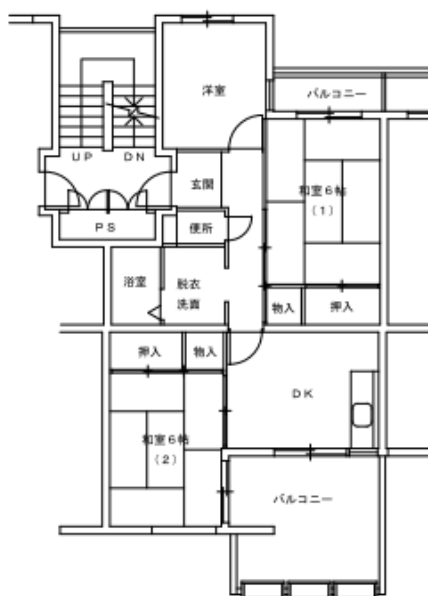
<位置図>



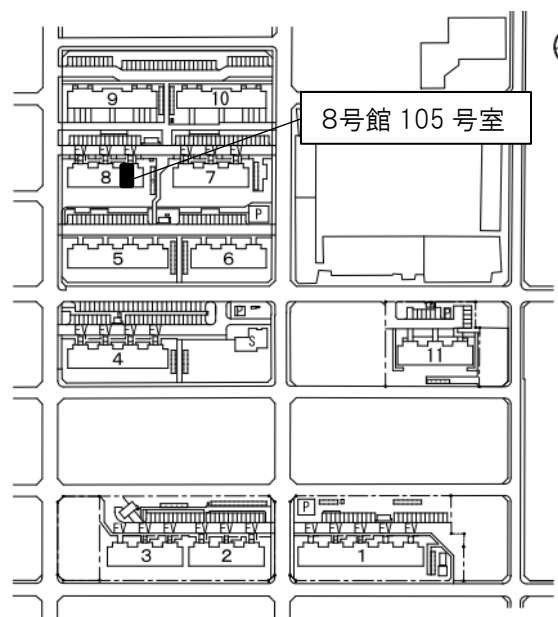
<外観写真>



<住戸平面図>(一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項③>

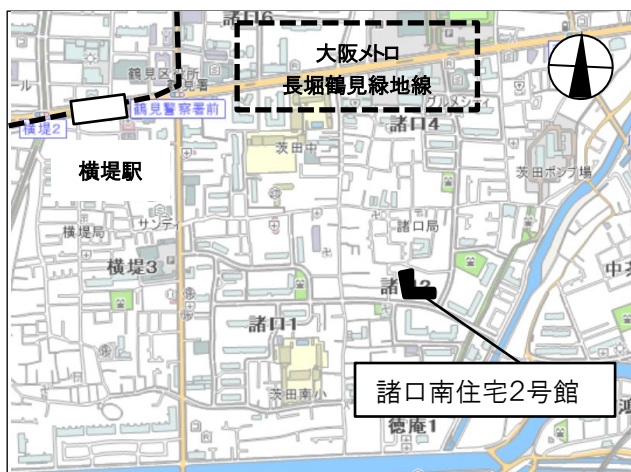
対象団地名	③ 諸口南住宅
所在地	鶴見区諸口 2 丁目 9 番
号棟 室番号	2号館 106 号室
住戸専有面積	59.04 m ²
間取り	3DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:78,900 円／月 浴槽なし:75,600 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の可否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

<位置図>



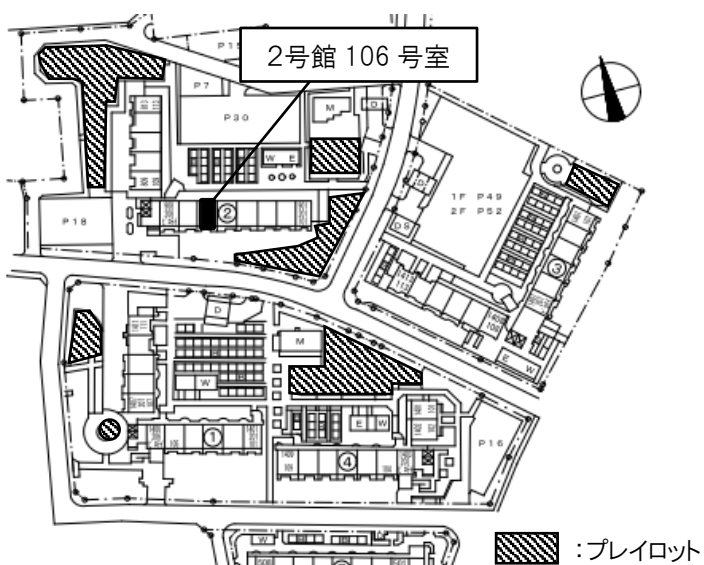
<外観写真>



<住戸平面図>(一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



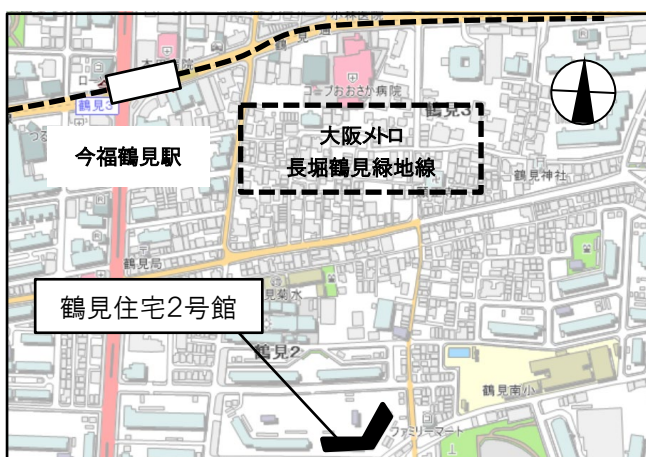
<各住戸の特記事項④>

対象団地名	④ 鶴見住宅
所在地	鶴見区鶴見 2 丁目 8 番
号棟 室番号	2号館 112 号室
住戸専有面積	52.05 m ²
間取り	3DK
使用料※1 (R8年度)	62,300 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。 浴室には浴槽を設置済みです。(撤去はできません。)

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

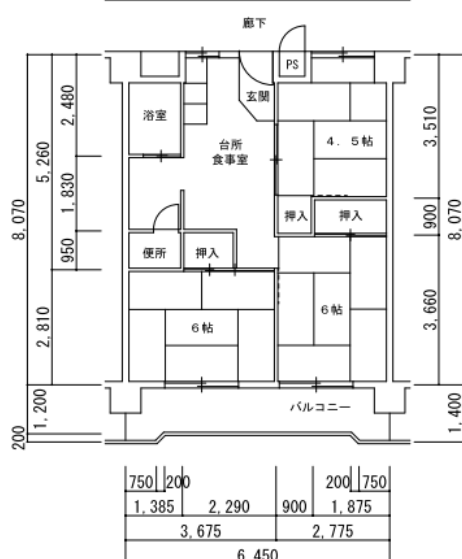
<位置図>



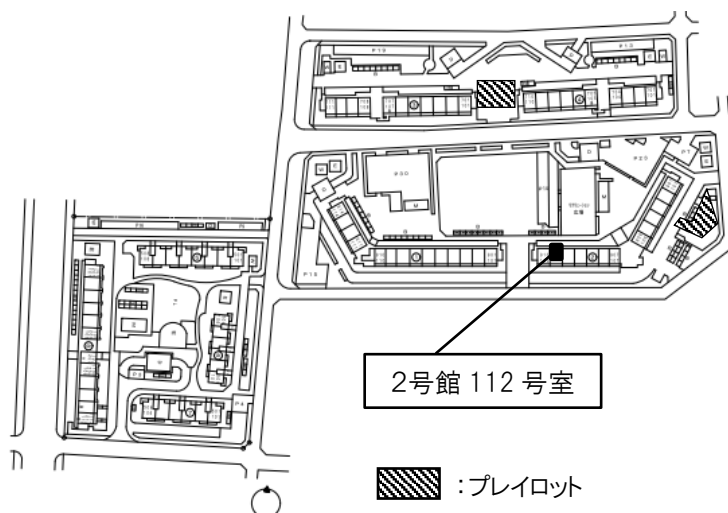
<外観写真>



<住戸平面図> (一部異なる場合があります)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項⑤>

対象団地名	⑤ 城北住宅
住所	旭区大宮5丁目 10 番
号館 室番号	16 号館 111 号室
住戸専有面積	51.81 m ²
間取り	3DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:56,800 円／月 浴槽なし:52,800 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の要否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

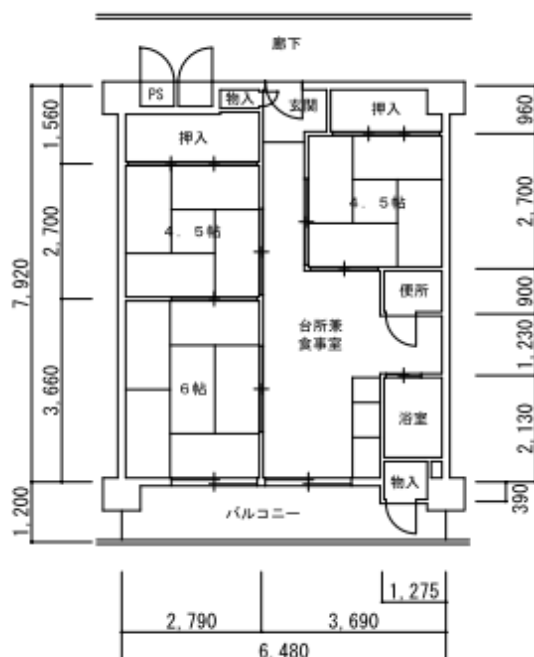
<位置図>



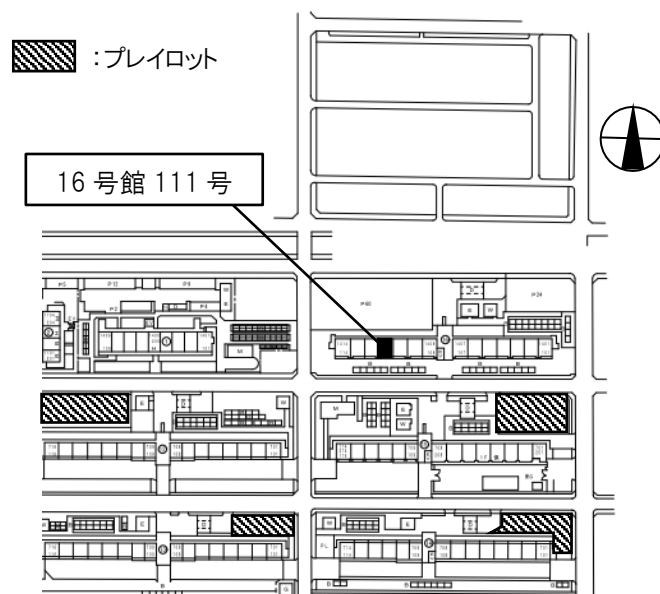
<外観写真>



<住戸平面図>(一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項⑥>

対象団地名	⑥ 古市北第2住宅
住所	城東区古市 3 丁目 3 番
号館 室番号	1号館 106 号室
住戸専有面積	63.07 m ²
間取り	3DK
使用料※1 (R8年度)	70,100 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R8.6 時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。 浴室には浴槽を設置済みです。(撤去はできません。)

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

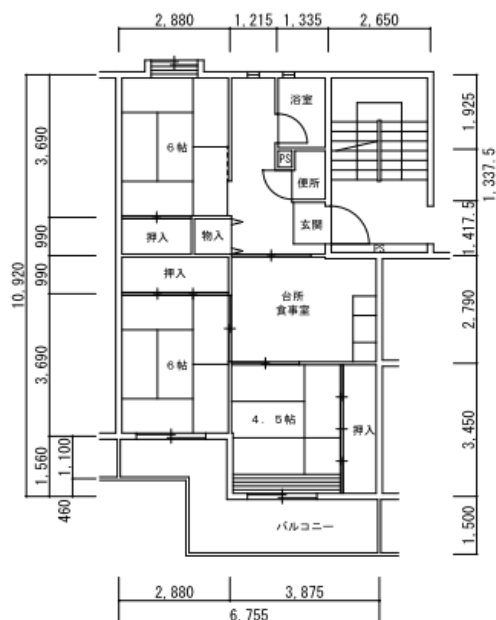
<位置図>



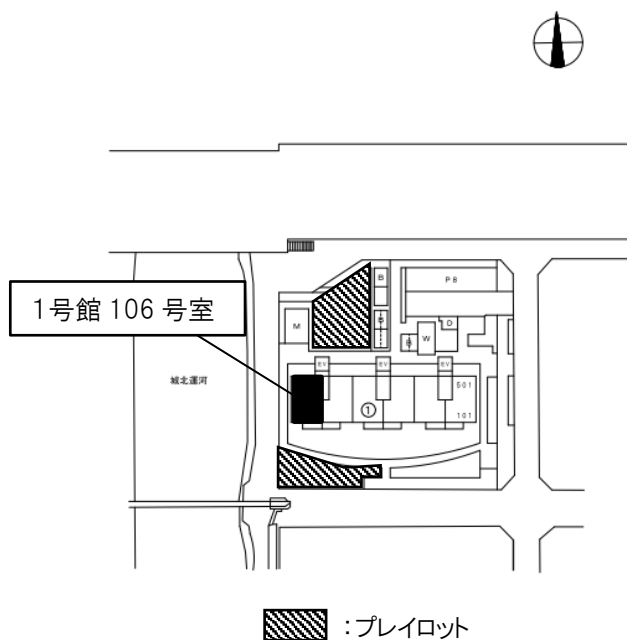
<外観写真>



<住戸平面図>(一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項⑦>

対象団地名	⑦ 矢田部住宅
住所	東住吉区公園南矢田 1 丁目 21 番 12 号
号館 室番号	12 号館 101 号室
住戸専有面積	60.28 m ²
間取り	3DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:62,900 円／月 浴槽なし:59,300 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6 時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の要否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

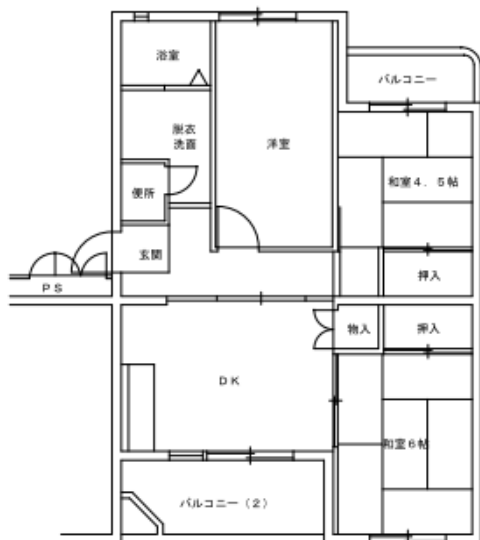
<位置図>



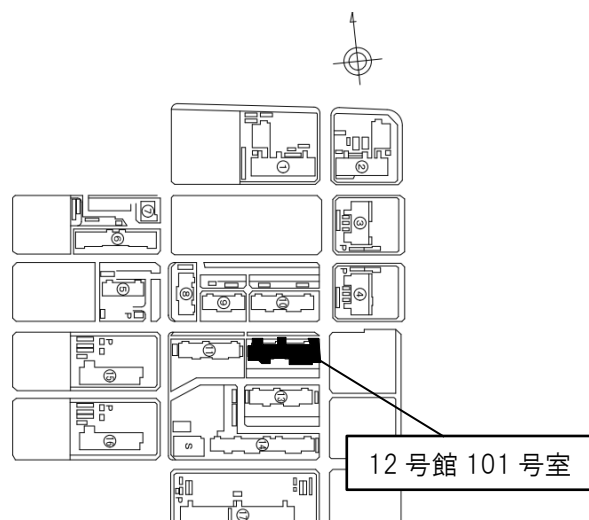
<外観写真>



<住戸平面図>(一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項⑧>

対象団地名	⑧ 豊里住宅
所在地	東淀川区豊里 5 丁目 16 番
号棟 室番号	7号館 105 号室
住戸専有面積	60.56 m ²
間取り	3DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:64,900 円／月 浴槽なし:61,300 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の可否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

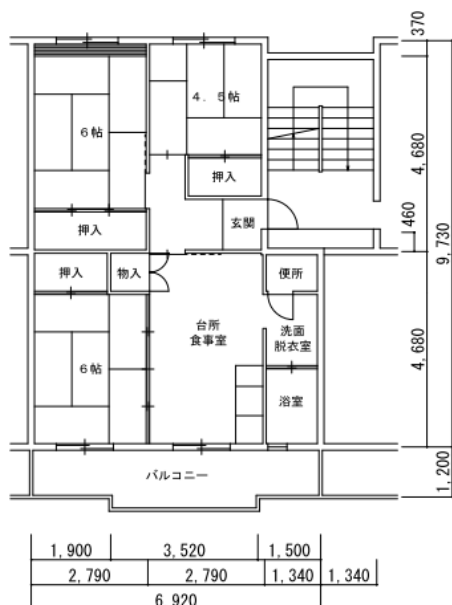
<位置図>



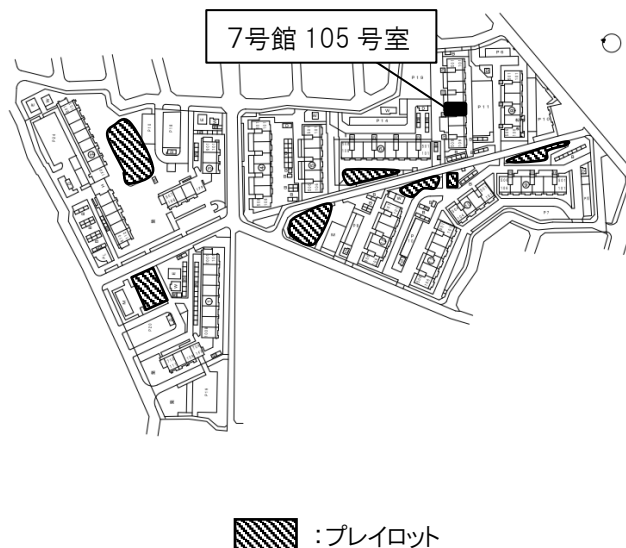
<外観写真>



<住戸平面図>(一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項⑨>

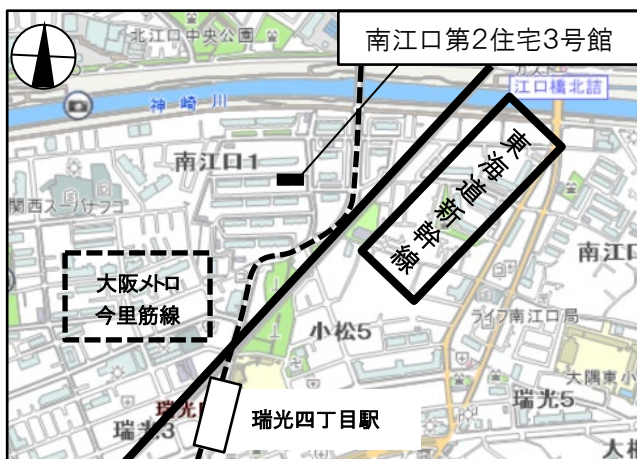
対象団地名	⑨ 南江口第2住宅
住所	東淀川区南江口 1 丁目 5 番
号館 室番号	3号館 102 号室
住戸専有面積	56.78 m ²
間取り	3DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:58,200 円／月 浴槽なし:54,500 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の可否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

<位置図>



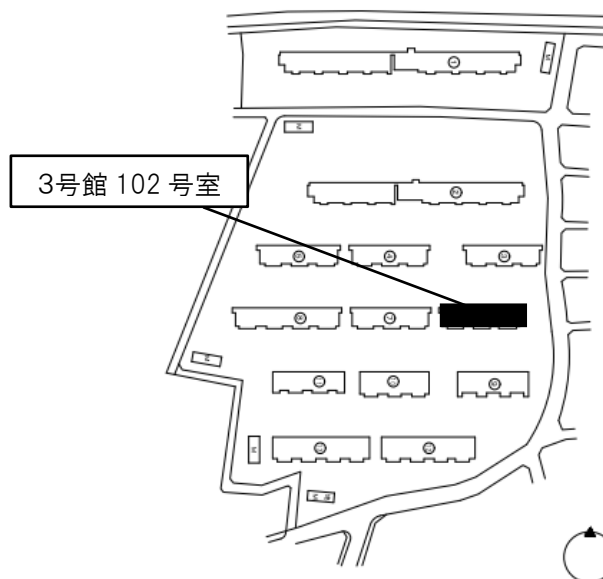
<外観写真>



<住戸平面図>(一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項⑩>

対象団地名	⑩ 長吉出戸西住宅
住所	平野区長吉出戸 2 丁目 18 番
号館 室番号	7号館 106 号室
住戸専有面積	56.78 m ²
間取り	3DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:59,800 円／月 浴槽なし:55,700 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の可否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

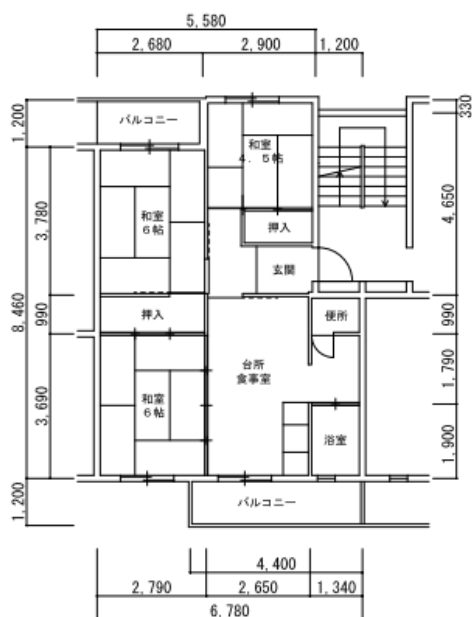
<位置図>



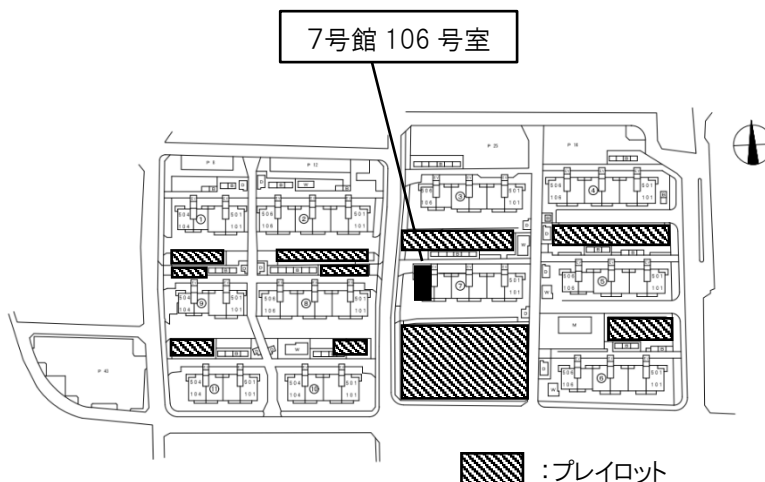
<外観写真>



<住戸平面図> (一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項①>

対象団地名	① 秀野西住宅
住所	此花区西島 1 丁目 16 番
号館 室番号	4号館 106 号室
住戸専有面積	47.47 m ²
間取り	3DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:54,900 円／月 浴槽なし:50,700 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の要否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

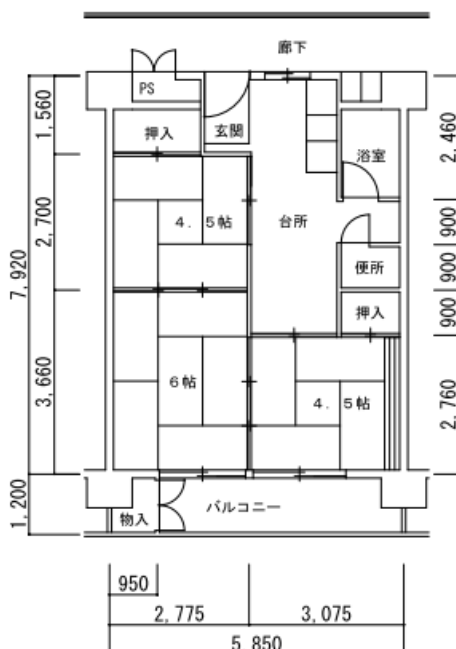
<位置図>



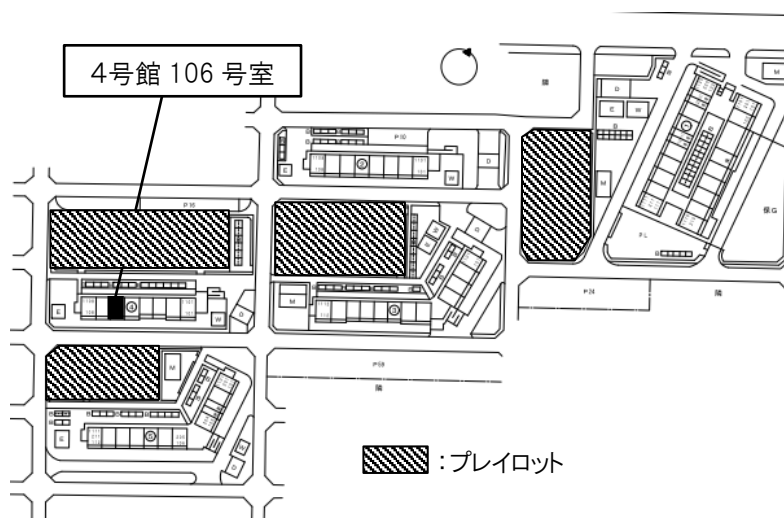
<外観写真>



<住戸平面図>(一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項⑫>

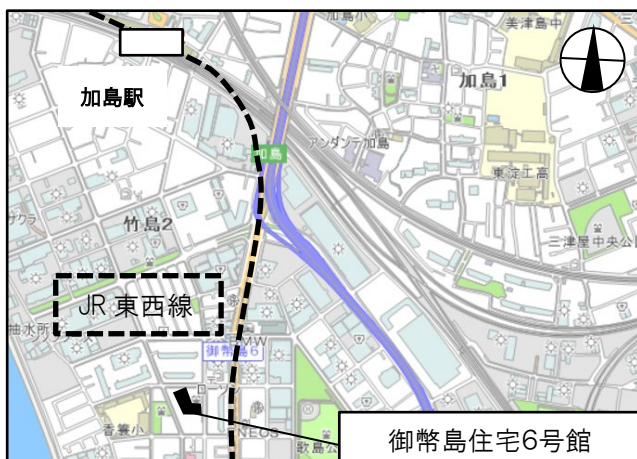
対象団地名	⑫ 御幣島住宅
住所	西淀川区御幣島6丁目7番
号館 室番号	6号館 105号室
住戸専有面積	54.77 m ²
間取り	3DK
使用料※1※2 (R8年度)	浴槽あり:65,600円/月 浴槽なし:61,900円/月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を1/2とする減額措置が受けられます。)
駐車場※3 (R8.6時点)	空きあり(要別途契約12,600円/月、保証金3月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 浴室への浴槽の設置の要否については、本市より応募団体へ確認させていただきます。

※3 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

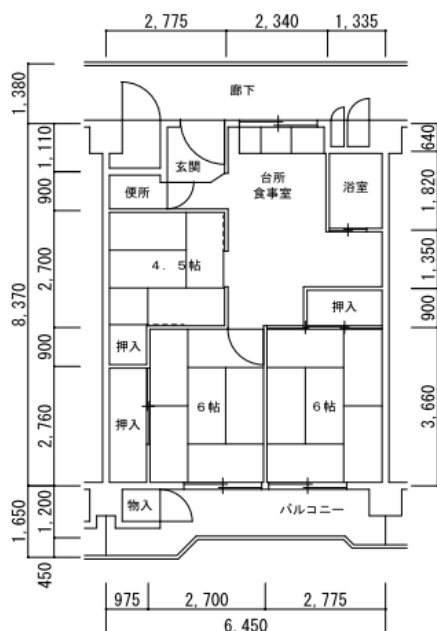
<位置図>



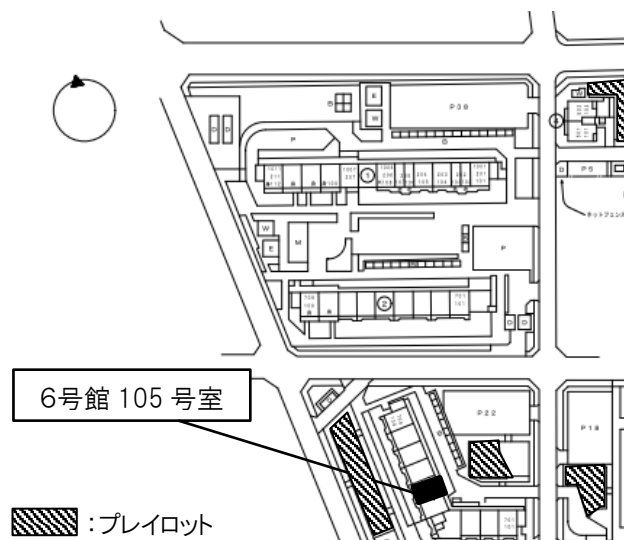
<外観写真>



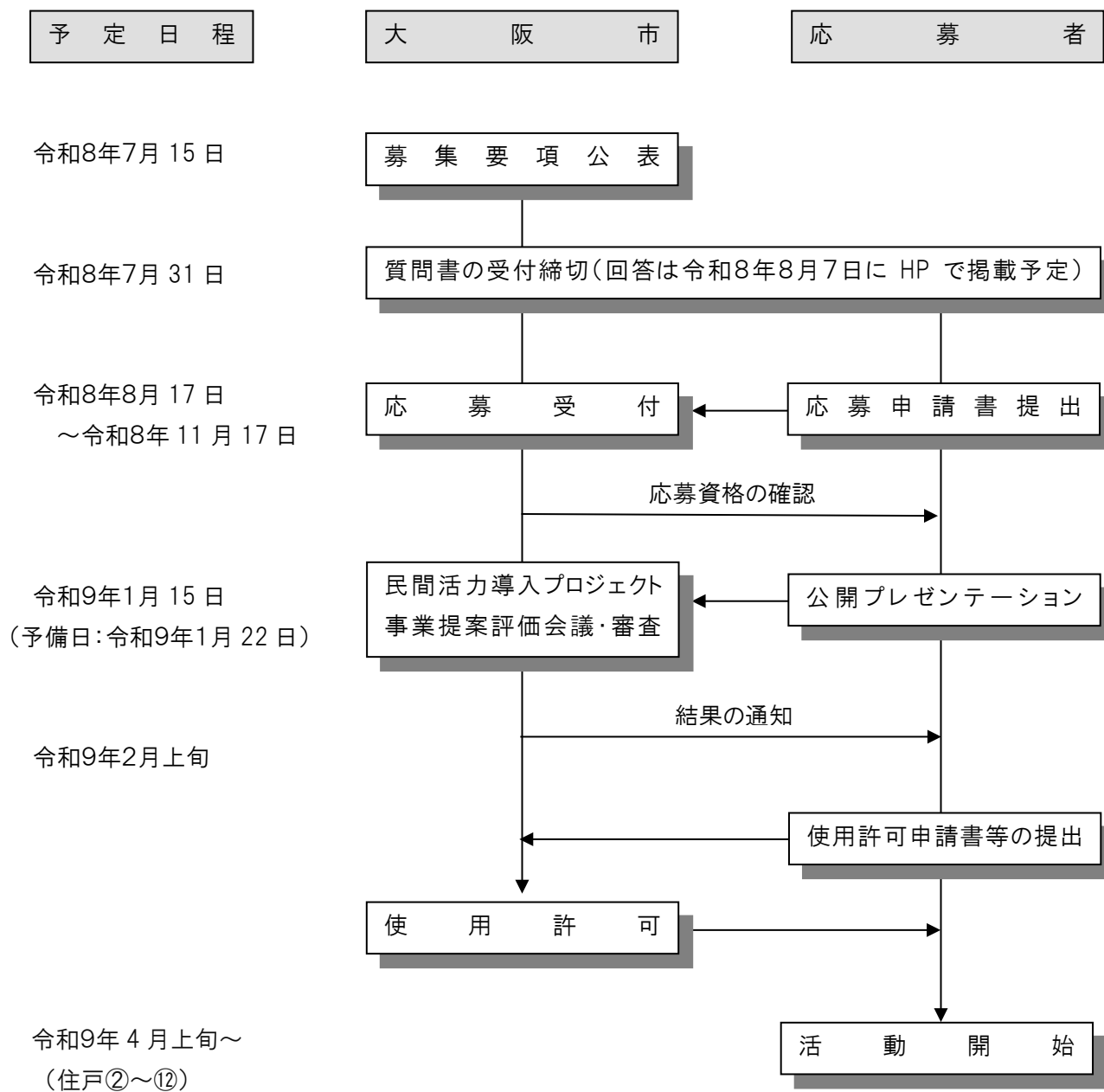
<住戸平面図>(一部異なる場合があります。)



<住棟位置図>



12. 今後のスケジュール(予定)



※①の住戸は現在使用中
であるため、使用開始時期が
他の住戸より2,3ヶ月程度
遅れる場合があります。